

兵庫県公報

平成29年12月22日 金曜日 第 2963 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の新調（文書課）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
公 告	
○ 平成30年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集（公園緑地課）	4
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○ 同 上（同）	11
選挙管理委員会公告	
○ 平成29年7月2日執行兵庫県知事選挙兵庫県選挙管理委員会表彰	12
教育委員会公告	
○ 随意契約の相手方等の公示（県立教育研修所）	13
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	13

告 示

兵庫県告示第1081号

次に掲げる公印を新調し、平成29年11月1日からその使用を開始した。

平成29年12月22日

兵庫県知事 井戸敏三

新調公印の名称及び印影



兵庫県航空産業非破壊
検査トレーニングセン
ター所長印



兵庫県告示第1082号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区高津字神場1394の3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1083号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町三谷字大谷54、字空山55、字西山56
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1084号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年11月28日から平成30年3月30日まで
- 3 作業地域
稲美町六分一及び国安地内



兵庫県告示第1085号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年12月20日から平成30年3月30日まで
- 3 作業地域
西宮市甲子園口三丁目地内



兵庫県告示第1086号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芦屋市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（数値写真撮影、写真地図作成及び数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
平成29年12月15日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域
芦屋市全域



兵庫県告示第1087号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年9月1日から平成29年11月20日まで
- 3 作業地域
加古川市平荘町山角



兵庫県告示第1088号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成29年10月5日から同年11月17日まで
- 3 作業地域
西宮市上鳴尾町179番1地先



兵庫県告示第1089号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、芦屋市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年12月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年4月17日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
芦屋市上宮川町及び業平町地内

公 告

平成30年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、平成30年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生を次のとおり募集する。

平成29年12月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 募集人員
5名
- 2 申込資格
社会人、大学生、大学院生など（国籍は問わない。ただし、日本語による簡単なコミュニケーションが可能であること。）
- 3 研修内容及び研修期間
「景観園芸」又は「園芸療法」に関する課題解決のための研究・実践を行う。研修期間は、月単位で、1箇月から12箇月までの間で選択する。
- 4 申込手続
 - (1) 提出書類
 - ア 研修受講許可申請書（本校所定の様式）
申込前3箇月以内に撮影した、縦4センチメートル、横3センチメートルの写真を申請書の所定の場所に貼り付けること。
 - イ 調査書〔希望理由及び専門研修の内容〕（本校所定の様式）
 - ウ 研修計画書（A4 横書き）
 - エ 履歴書（写真の貼付は不要）
 - オ 雇用者（大学生又は大学院生の場合は指導教員）からの紹介・推薦文（A4 横書き）
ただし、自営の者は不要
 - (2) 申込書類の配布
県立淡路景観園芸学校において配布する。
なお、申込書類を県立淡路景観園芸学校へ郵送で請求することができる。この場合は、封筒の表に「景観園芸専門研修研修生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。
 - (3) 申込受付開始日

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
70台
- (2) 駐輪場の収容台数
55台
- (3) 荷さばき施設の面積
32平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
37.62立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ハローズ	24時間	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口 2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成29年11月30日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成29年12月22日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成30年4月23日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べる事ができる。

平成29年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロイヤルホームセンター塚口
所在地 尼崎市南塚口町四丁目1番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社デザインアーク
住所 大阪市北区堂島浜二丁目1番29号

代表者の氏名 島 正 登

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

ア 変更前

大阪市西区阿波座一丁目 5 番16号

イ 変更後

大阪市北区堂島浜二丁目 1 番29号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 ロイヤルホームセンター株式会社

住所 大阪市西区阿波座一丁目 5 番16号

代表者の氏名 中 山 正 明

イ 変更後

名称 ロイヤルホームセンター株式会社

住所 大阪市北区堂島浜二丁目 1 番29号

代表者の氏名 中 山 正 明

4 変更年月日

平成29年 8 月 3 日ほか

5 届出年月日

平成29年11月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年12月22日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年 4 月23日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロイヤルホームセンター西宮中央

所在地 西宮市津門大塚町 1 番16

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ロイヤルホームセンター株式会社

住所 大阪市北区堂島浜二丁目 1 番29号

代表者の氏名 中 山 正 明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) ロイヤルホームセンター西宮津門

イ 変更後

ロイヤルホームセンター西宮中央

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所

ア 変更前

大阪市西区阿波座一丁目 5 番16号

イ 変更後

大阪市北区堂島浜二丁目 1 番29号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 ロイヤルホームセンター株式会社

住所 大阪市西区阿波座一丁目 5 番16号

代表者の氏名 中 山 正 明

イ 変更後

名称 ロイヤルホームセンター株式会社

住所 大阪市北区堂島浜二丁目 1 番29号

代表者の氏名 中 山 正 明

4 変更年月日

平成29年10月21日ほか

5 届出年月日

平成29年11月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年12月22日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年 4 月23日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成29年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール伊丹

所在地 伊丹市藤ノ木一丁目 1 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

代表者の氏名 池 谷 幹 男

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

岡 内 欣 也

イ 変更後

池 谷 幹 男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジェイアイエヌ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田 中 仁
株式会社キタムラ	高知市本町4丁目1番16号	北 村 正 志
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	村 井 正 平

ほか80者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田 中 仁
株式会社キタムラ	高知市本町4丁目1番16号	浜 田 宏 幸
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	岡 崎 双 一

ほか74者

4 変更年月日

平成29年9月1日ほか

5 届出年月日

平成29年11月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年12月22日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年4月23日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロイヤルホームセンター宝塚、万代宝塚東洋町店

所在地 宝塚市東洋町1番24ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目1番29号	中 山 正 明

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ロイヤルホームセンター新三田
 所在地 三田市大原字藤野213番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 神姫バス株式会社
 住所 姫路市西駅前町1番地
 代表者の氏名 上 杉 雅 彦
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
 名称 ロイヤルホームセンター株式会社
 住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号
 代表者の氏名 中 山 正 明
 - (2) 変更後
 名称 ロイヤルホームセンター株式会社
 住所 大阪市北区堂島浜二丁目1番29号
 代表者の氏名 中 山 正 明
- 4 変更年月日
 平成29年8月3日
- 5 届出年月日
 平成29年11月28日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成29年12月22日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 平成30年4月23日
 - (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 三木市福井三丁目1902番3、1902番4、1903番1、1903番2、1904番1、1904番4、1904番7、1904番8、1905番2、1905番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 東京都品川区大崎一丁目11番2号
 株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信
- 3 許可年月日及び許可番号
 平成29年9月21日
 兵庫県指令北播（加土）（建）第1-14号（29三木）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市志染町広野八丁目205番、206番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪府高石市高師浜二丁目10番25号
松 井 秀 樹
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年6月21日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－6号（29三木）

選挙管理委員会公告

平成29年7月2日執行兵庫県知事選挙兵庫県選挙管理委員会表彰

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第8号）第2条及び第3条第2号の規定により、平成29年7月2日執行兵庫県知事選挙兵庫県選挙管理委員会表彰として、平成29年12月13日に次の者を表彰した。

平成29年12月22日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

- 1 兵庫県選挙管理委員会表彰
(選挙管理委員会の部)

名 称

- 姫路市選挙管理委員会
- 加古川市選挙管理委員会
- 三木市選挙管理委員会
- たつの市選挙管理委員会
- 多可町選挙管理委員会
- 播磨町選挙管理委員会

(委員及び職員の一部)

氏 名	職 名	住 所
西 下 勝	神戸市灘区選挙管理委員会委員	神戸市灘区
吾 妻 義 信	神戸市兵庫区選挙管理委員会委員	同 市兵庫区
佐々木 利 雄	神戸市須磨区選挙管理委員会委員	同 市須磨区
藤 井 徹 也	西脇市選挙管理委員会委員長職務代理	西脇市
河 村 正 文	神河町選挙管理委員会委員長	神崎郡神河町
木 本 沙 織	神戸市東灘区選挙管理委員会事務職員	神戸市東灘区
原 田 政 雄	明石市選挙管理委員会庶務啓発係長	同 市灘区
小 玉 嗣 人	兵庫県企画県民部市町振興課主査	西宮市

- 2 兵庫県選挙管理委員会感謝状
(個人の部)

氏 名

- 前 寄 京 子 宝塚市明るい選挙推進協議会幹事
- 伊 藤 好 子 川西市明るい選挙推進協議会委員

住 所

- 宝塚市
- 川西市

(団体の部)

名 称

- 神戸弘陵学園高等学校

所在地

- 神戸市北区

教育委員会公告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成29年12月22日

契約担当者

兵庫県立教育研修所長 横山 一郎

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立教育研修所仮設庁舎リース一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県立教育研修所 加東市山国2006—107
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年12月7日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
大和リース株式会社神戸支店 神戸市中央区磯上通4丁目1番6号
- 5 随意契約に係る契約金額
502,740,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札を公告した日
平成29年10月27日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第391号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年12月22日

兵庫県公安委員会

委員長 三宅知行

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）
 - (2) 実施期日
 - ア 新規取得講習
平成30年2月13日（火）から同月21日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間
 - イ 追加取得講習
平成30年2月16日（金）から同月21日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の4日間
 - (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
 - (4) 修了考査の実施
新規取得講習及び追加取得講習ともに、平成30年2月21日（水）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成30年1月22日(月)から同月30日(火)までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のイに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(4) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

- (7) 前記3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
- (8) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
- (9) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (10) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- (11) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会においても配布している。

8 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

9 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

10 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として、受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

11 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

12 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166